

In depth

A look at current financial reporting issues

December 2014

No.INT 2014-11

目次

背景.....	1
表形式による開示の ひな型.....	2
よくある質問(FAQ)	2

投資ファンドにおける金融商品の相殺 —よくある質問(FAQ)

要点

国際会計基準(IAS)第32号および国際財務報告基準(IFRS)第7号の相殺に関する修正は、投資ファンドに対して、(i)会計目的で金融商品を相殺する際の見直し、および、(ii)相殺に関連して財務諸表にどのような追加的な開示が要求されるかに関する分析を要求しています。相殺は、会計処理における複雑な領域であり、投資ファンドが締結する実務上および契約上の取決めについての理解が、適切な会計処理の結論に達するためにカギとなります。前回の In depth は「金融機関における金融商品の相殺」というタイトルで2014年7月に公表しました。今回の In depth では、具体的に投資ファンドにおける実務で見受けられる主要な質問に対するPwCの見解を示しています。

背景

何が問題となったか

IAS第32号「金融商品:表示」は、要件が満たされた場合に、関連する金融資産と金融負債の相殺を企業に要求することになる、関連する相殺要件を定めています。

2011年12月、国際会計基準審議会(IASB)は、IAS第32号における適用指針の修正を公表し、財政状態計算書上の金融資産および金融負債の相殺についていくつかの要求事項を明確化しました。

またIASBは、同時にIFRS第7号「金融商品:開示」の修正を公表し、ネットティングの取決めが企業の財政状態に与える影響または潜在的影響を企業の財務諸表の利用者が評価できるようにする情報を含めるように、IFRS第7号に基づく既存の開示要求を修正しました。

主な規定

本修正は、IAS第32号における相殺モデルを変更していません。この相殺モデルは、企業が法的に強制可能な相殺の権利を現在有しており、かつ、資産および負債を純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合に、かつその場合にのみ、財政状態計算書において金融資産および金融負債を相殺することを企業に要求します。

本修正は、次のように明確化しています。

- 相殺の権利は、現在利用可能でなければならない。つまり、将来の事象を条件としていない。
- 相殺の権利は、債務不履行または倒産もしくは破産の際と同様に、通常の事業の過程においても、全部の相手方に対して法的に強制可能でなければならない。
- 信用リスクおよび流動性リスクを除去し、(ii) 債権と債務を単一の決済プロセスにおいて処理するという両方の特徴を有する、清算機関(クリアリングハウス)を通じてのなどの、総額決済システムは、実質的に純額決済と同等であり、その結果、こうした場合には IAS 第 32 号の要件を満たすことになる。

相殺の法的権利が相手方の債務不履行などのある将来の事象の発生時にのみ強制可能となるマスターネットティング契約は、引き続き相殺の要求事項を満たしません (IAS 第 32 号第 50 項)。

開示に与える影響

本修正は、これまで IFRS の下で要求されていたよりも広範な開示を要求しています。この開示は、財政状態計算書で相殺されている認識した金融商品および相殺されているかどうかに関係なく、マスターネットティング契約または類似の契約の対象である、認識した金融商品についての定量的な情報に焦点を当てています (IFRS 第 7 号第 13A 項)。

経過措置および発効日

IFRS 第 7 号の修正に含まれる相殺の開示は、2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に遡及適用しなければなりません。

また、IAS 第 32 項における適用指針の修正は、2014 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に遡及適用しなければなりません。

本稿は、基準書と解釈指針自体を参照することを代替するものではなく、表示の適正さについての専門的な判断を代替するものでもありません。また本稿は、可能性のあるすべての開示を包含するものでも、特定の法的なフレームワークを考慮するものでもありません。IFRS に基づく適正な表示を確保するために、より詳細な情報が必要となることがあります。読者におかれましては、PwC の刊行物「[IFRS 開示チェックリスト 2014 年版](#)」および「[国際財務報告基準\(IFRS\)に基づく財務諸表のひな型 2014 年版](#)」を利用されることをお勧めします。現地の法律、証券取引法またはその他の規制に従うために、追加的な会計上の開示が要求されることがあります。

表形式による開示のひな型

上記に言及する IFRS 第 7 号の修正には、これらの修正の適用範囲内にある関連する取引および勘定残高を有する報告企業に対する追加的な開示要求が含まれます。

IFRS 第 7 号の修正に基づき要求される定量的開示の要求事項に関連して、IFRS 第 7 号は、報告企業が適用すべき表形式による開示を例示しています。以下に記載するこの表形式による開示のひな型は、本 In depth の他の部分でも参照されています。

	A	B	C = A-B	D	E = C-D
	認識した金融資産の総額	財政状態計算書で相殺した認識した金融負債の総額	財政状態計算書に表示した金融負債の純額	財政状態計算書で相殺していない関連した金額 D(i)およびD(ii)金融商品 D(iii)現金担保	純額
詳細					
2014: デリバティブ資産	1,800	-	1,600	1,115	-
2013: デリバティブ資産	1,300	-	1,300	538	-

出典: PwC 国際財務報告基準 (IFRS) に基づく財務諸表のひな型 2014 年版
— 投資ファンド

よくある質問 (FAQ)

質問 1: 相殺において、どの資産と負債を検討すべきか

IAS 第 32 号第 42 項の相殺要件が満たされる場合、関連する金融資産および金融負債への相殺会計の適用が**選択ではなく、要求されます**。実務上、相殺に関連してどの金融資産および金融負債に注目すべきでしょうか。

回答 1

相殺が要求される可能性があり、通常は分析が必要になる金融資産および金融負債には、担保付きの店頭デリバティブ、レポ取引およびリバース・レポ取引、証券貸取引、先物、ならびに上場デリバティブが含まれます。ただし、キャッシュ・プーリング契約、および債務や債権が同じ相手方と純額決済される場合など、その他の状況においても相殺が適用される場合があります。相殺の要件が満たされるすべてのケースにおいて、それぞれの金融資産および金融負債は貸借対照表上で認識される必要があります。例えば、証券貸取引において、関連している担保の残高は貸借対照表上で認識されていなければなりません。

多くの場合、IAS 第 32 号 42 項に明記されている相殺要件が満たされないことは、ほとんどまたは全く分析しなくても明らかになります。それ以外の場合、ファンドマネージャー、仲介業者、相手方および法律顧問と、それ以上の分析および議論が必要になることがあります。

上記において、IAS 第 32 号に基づき企業の相殺分析の一部として、レポ取引およびリバース・レポ取引を検討しなければならないことを確認しました。しかし、レポ取引およびリバース・レポ取引を評価する際に、IAS 第 32 号に基づく相殺の要件を満たすことが見込まれ得る資産および負債は、通常、レポ取引における未払金およびリバース・レポ取引の未収金であって、証券そのものではありません。

質問 2: 「純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している」とは、実務上どのような意味があるか

IAS 第 32 号には、相殺の適用に際して 2 つの基本的な要求事項があります。その 2 番目の要求事項が、「企業が**純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している**」です。純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に実現する意図を有しているかのいずれかを立証するためには何が要求されますか。

回答 2

要求される証拠の範囲は、企業が締結した問題となる資産や負債の管理に係る関係する契約条件を含め、具体的な事実や状況によって異なります。企業が、契約上、純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に実行することを要求される場合、さらに(関連する場合)その決済プロセスが IAS 第 32 号 AG38F 項に示されている特徴を満たす場合には、そのみで十分です。

このような契約上の要求事項がない他の状況において、より広い市場慣行および類似する取引についての企業自身の過去の実務等の要因を考慮する必要があります。ただし、それ自体は必ずしも決定的でない可能性があります。類似する取引および残高についての企業の過去の決済が IAS 第 32 号 AG38F 項の要件に従って純額または同時に決済が行われなかった例がある場合には、それらを詳細に評価する必要があります。

特注の取引について、純額または同時に決済する意図を実証するのに十分な証拠があるか否かを判断する際には、純額対総額決済または同時対異なる時期の決済が、商業的または業務的に及ぼす影響などの要因を考慮しなければなりません。

実務において、一部のブローカレッジ契約には、その契約のもとでいつでもオープン・ポジションの一部または全部の純額決済を認める条項が含まれています。

しかし、この純額決済の選択肢は、通常、契約相手方の選択による行使となり、したがって強制的な総額決済ではありません。IAS 第 32 号 42 項の適用範囲内となるためには、報告企業は純額で**決済する意図**および**法的権利**を有していなければなりません。法的な企業が法的に強制可能な相殺権を有している場合であっても、過去に純額で決済するこの相殺権を行使したことがなく、これまで総額で決済していた場合には、IAS 第 32 号第 42 項の適用範囲外となる可能性が高くなります。ただし、その場合でも開示は要求されます(質問 4 を参照)。

質問 3: 清算機関を通じた決済は、常に同時決済の基準を満たすか

前述のように、IAS 第 32 号には、相殺の適用に際して 2 つの基本的な要求事項があり、その 2 番目の要求事項が、「企業が純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を**同時に**実行する意図を有している」です。一部の企業は、清算機関を通じて有価証券の取引を行います。これらの場合には、同時決済の要件は満たされますか。

回答 3

2 つの金融商品の同時決済は、例えば、組織化された金融市場または相対取引において清算機関の業務を通じて行われる場合があります。同時決済として処理するためには、金融資産の実現と金融負債の決済が**同時に**発生するかどうかを確認するためのケース・バイ・ケースの分析が必要となります。その他の場合には、企業は、2 つの金融商品を**別々の金額の受取と支払**によって決済し、資産の全額についての信用リスクまたは負債の全額についての流動性リスクに晒される可能性があります (IAS 第 32 号 48 項)。

いくつかのシナリオにおいて、キャッシュ・フローは事実上、単一の純額と同額となります。つまり、企業の視点からは決済プロセス中に信用リスクまたは流動性リスクへの僅少なエクスポージャーがあることを意味しています。これは、実務上、問題となっている企業が証券会社であり、関連する清算機関または取引所に直接的なアクセスを有する場合によくみられます。

しかし、投資ファンドは、清算機関または取引所のいずれかに直接的なアクセスを有している可能性が低く、通常は証券会社とブローカレッジ契約などを締結することを通じて**間接的に**アクセスを獲得することになります。このような状況において、投資ファンドは、質問 2 で説明されたように、相手方との契約上の取決めを分析する必要があります。

質問 4: マスターネットティング契約または類似の契約の定義

IFRS 第 7 号第 13 項で強調された開示は、IAS 第 32 号に従い相殺される全ての認識された金融商品に要求されます。さらに、こうした開示の要求事項は、IAS 第 32 号に従って相殺されるか否かにかかわらず、強制可能なマスターネットティング契約または類似の契約の対象である認識された金融商品まで拡大して適用されます。マスターネットティング契約または類似の契約にはどのような特徴がありますか。

回答 4

IAS 第 32 号 第 50 項は、「単一の相手方と多数の金融商品取引を行う企業は、当該相手方と「マスターネットティング契約」を結ぶ場合がある。このような契約では、1 つでも約定の不履行または解除があった場合には、当該契約の対象となっているすべての金融商品を単一の純額で決済することを定めている」と規定しています。

このような契約は、倒産その他により相手方が債務を履行できなくなった場合の損失に対する防御を提供するために、金融機関が広く利用しています (IAS 第 32 号 50 項)。マスターネットティング契約は一般に相殺権を創出しますが、これが強制可能となって個々の金融資産および金融負債の実現または決済に影響を与えるのは、通常の事業活動の過程では発生が予想されない債務不履行その他の所定の状況の発生後のみです。

IFRS 第 7 号 13A 項および上記で言及している類似の契約には、デリバティブ決済契約、国際買戻標準契約、国際証券貸借標準契約および関連する金融担保に対する権利等の契約が含まれます (IFRS 第 7 号 B41 項)。契約がマスターネットティング契約または類似の契約を表すか否かの決定は、常に単純ではありません。企業は、契約がマスターネットティング契約または類似の契約の定義を満たすのかに関して、企業自身の結論を出す必要があります。この分析には、企業の相手方および/または法務顧問を関与させる必要があることがあります。

このような契約をレビューする際、作成者は、契約がマスターネットティング契約または類似の契約を表すのかを示す主要な条項に注意する必要があります。そうした条項は、以下のような項目を含む可能性があります。

- 倒産または債務不履行の場合に一部または全部の残高の純額決済を許容する条項
- オープン契約についていつでも無条件の純額決済を認める条項。ただし、報告企業はポジションの総額決済を選択している場合 (質問 2 を参照)

実務上、ひとつの一般的なマスターネットティング契約として、国際スワップデリバティブ協会 (ISDA) 契約があります。このような契約は、デリバティブの相手方に広く使用されており、また、破産または債務不履行の発生時に既定の相手方とのすべてのオープン契約を相殺する特定の権利を提供するとともに、通常、通常の事業の過程における支払の純額決済を許容している場合があります。上記で説明したように、そのような契約がマスターネットティング契約または類似の契約の定義を満たすかどうかを判断する際に、企業は、相手方および/または法律顧問と協議することが望ましいでしょう。実際に残高が IAS 第 32 号に従い相殺されているかどうかにかかわらず、マスターネットティング契約が存在する場合は常に、IFRS 第 7 号の下で要求される開示を行わなければならないことを念頭に置いておくことが重要です (質問 12 を参照)。

質問 5: 相手方のみが相殺の権利を有している場合について

ある企業は、相手方が当該企業の債務不履行時に相殺の権利を有している契約の当事者ですが、当該契約の下では当該企業はいかなる状況下においても相殺の権利を有していません。この契約は、IFRS 第 7 号の開示要求事項の適用範囲に含まれますか。

回答 5

上記で言及されている契約は、企業自身が相殺の権利を有していないため、IFRS 第 7 号の相殺開示の適用範囲に含まれません。つまり、この相殺の権利は、相手方のみが有するものです。

企業が、担保契約または信用補完を通じて以外に、相殺の権利の対象となる金融資産または金融負債を有していない状況において、IASB は、こうした商品に関する追加的な開示情報を提供することに追加的な価値がないと判断しました (IFRS 第 7 号 BC24G 項)。

IFRS 第 7 号の「結論の根拠」の BC24W 項で、当基準の目的は、財務諸表作成者が**信用エクスポージャー**を管理しているのと同じ方法で開示を表示することができるようにすることであったと詳しく説明しています。上記のシナリオにおいて、報告企業は、常に相手方と総額決済を行うことが義務付けられることになり、報告企業の債務不履行の発生時に、相手方が純額決済を選択できる能力があるという事実は、**報告企業**が晒されている信用リスクに影響を与えません。

相手方 (すなわち報告企業) の債務不履行の発生時に、オープン・ポジションの純額決済を取り決めることをブローカーに許容する条項を含めることは、ブローカレッジ契約の実務において一般的に行われています。そのような相殺の権利がブローカーのみに認められるのか、または報告企業にも拡大されるのかどうかを確認するために、そうした契約をレビューする際には相当な注意が必要とされます。**報告企業**に相殺の権利を認める契約のみが、IFRS 第 7 号 第 13 項に従い要求される財務諸表の開示を行う際に考慮されなければなりません。

質問 6: マスターネットティング契約または類似の契約に基づく相手方とのすべての残高を開示すべきか

ある企業が、プライム・ブローカーと契約を締結しています。この企業は、当該契約の下でブローカーとの間に、株式ロング・ショート、デリバティブ、債券、未決済取引の債権/債務および証拠金口座残高に限定されない非常に多くのポジションを保有しています。ブローカレッジ契約には「包括的に網羅する」ネットティングの取決めが含まれます。企業は相殺開示にこの契約が対象とするすべての残高を含めなければなりません。

回答 6

はい。IASB は相殺に関連する修正を公表した後、産業界から、これらの修正の範囲についてあまりに網羅的であるとのコメントを受領しました。しかし現在まで、IASB は、IAS 第 32 号または IFRS 第 7 号のいずれに対して行われた修正にも制限を設けていません。IFRS にはこのような適用範囲の制限はないため、法的に強制可能な相殺権を有する、強制可能なマスターネットティング契約または類似の契約が対象とする全ての金融商品は、強制可能な相殺の権利が存在する場合には、企業の相殺開示に含める必要があると考えられます。

関連する事象の発生時にそのような契約の下でのすべての未決済ポジションを企業に純額決済できるようにする「包括的に網羅する」ネットティングの取決めが契約の中に存在するかどうかを評価するために、分析を行う必要があります。多くの場合、「包括的に網羅する」条項は、このような契約のもとでの特定のポジションに限定されている可能性があり、そのため、どの残高が開示要求事項の適用範囲に含まれるかを分析するには相当な注意が必要です。

そうした条件の例としては、契約に基づき、ブローカーが、ブローカレッジ口座に保有する企業の全資産に対して一般担保権を有している場合があげられます。IFRS 第 7 号の開示要求事項を、相手方とのすべての未決済ポジションに適用すべきか否かに関する結論は、ブローカレッジ契約の中で定められている契約条件、ならびに相殺の権利が実際に相手方とのすべての資産と負債を対象としているのか否かによって異なります。しかし IFRS 第 7 号の範囲に含まれない金融商品の例としては、同一の金融機関での貸付金と顧客の預金（両者が財政状態計算書で相殺される場合を除く）、および担保契約のみの対象となっている金融商品があります（IFRS 第 7 号 B41 項）。

質問 7: 超過担保は要求されている開示に含めるべきか

ある企業が、ブローカーの 1 社と契約を締結しています。この契約は強制可能なマスターネットティング契約を表すと結論づけられています。企業は、取引ポートフォリオ上でこのブローカーへの超過担保を提供/受領しています。全体的な担保価値は、IFRS 第 7 号 13 項 C (d) に従い要求される開示に含めるべきか、または、相殺開示から**超過担保を除外す**べきでしょうか（つまり、IFRS 第 7 号の修正に例示されている表形式の開示の「D」欄に含めるかどうか）。

回答 7

IFRS 第 7 号 13D 項は、強制可能なマスターネットティング契約の対象である開示する合計金額（IAS32 号の相殺要件を満たさない金融商品または金融担保のいずれかの金額）は、財政状態計算書において当該金融商品について開示された純額（IFRS 第 7 号の修正において例示された表形式の開示の「C」欄）に**限定しなければならない**と規定しています。

財政状態計算書に計上された企業の純額を超える超過担保については、これらの開示要求事項から**除外しなければなりません**。

この規定の例外は、「包括的に網羅する」ネットティングの取決（詳細については質問 6 を参照）の存在により契約条件がこれを許容していることを条件に、超過担保が同じ契約の下で別の金融資産または金融負債を相殺するために利用可能な場合です。

企業が、報告日現在、プライム・ブローカーに対して 100 米ドルのデリバティブ負債を有しており、この種類の金融商品に特定して現金担保として 150 米ドルを差し入れている場合、差し入れられた現金担保のうちの 100 米ドルのみが相殺開示の表の「D」欄に記載することができ、これにより「E」欄において開示されている企業のネットポジションがゼロになります。残額の 50 米ドルは超過担保となり、通常は開示から除外しなければなりません。

上記の例において、150 米ドルは企業のスワップポジション 100 米ドルに対して差し入れられた現金担保であり、企業が同時に現金担保を差し入れていない追加オプション（負債）100 米ドルを有している場合、超過担保に関する結論は異なりますか。

こうした状況において、50 米ドルの超過担保は、表形式の相殺開示内で（「D」欄において）企業のオプションを相殺することが可能な場合があります。これは、問題となっている契約が、ある種類の金融商品に対する超過担保を別の種類の金融商品に転換することを認める「包括的に網羅する」相殺規定を含んでいる場合においてです。本稿の設例において、これは、契約により、すべてのオプションおよびスワップを決済するために担保を利用することを企業に許容する必要があります。

IFRS 第 7 号で要求される開示の財務諸表における表示方法および要求される分解レベルを財務諸表作成者が決定する際に上記を考慮することが重要です。複数のマスターネットティング契約または類似の契約を有する企業が、他の相手方に対して担保が過大なポジションを有している場合、担保が過小なポジションを開示において隠さないようにしなければなりません。これは、BC24S 項が「いかなる場合でも過小担保を隠すべきではない」と明記している IFRS 第 7 号の「結論の根拠」において強調されています。

質問 8: 証拠金口座の開示方法

IFRS 第 7 号 13C (d)は、現金による金融担保または別の形式の担保に関連している金額を含め、強制可能なマスターネットティング契約または類似の契約の対象となっている金額の開示を要求しています。投資ファンドは通常、プライム・ブローカーに証拠金口座を維持しています。これらの証拠金口座は、現金担保について開示される金額に含める必要がありますか。その場合、どの欄(金融商品として、または担保として)で開示すべきですか。

回答 8

最初に行うべき評価は、この金額を表形式の開示に含めるべきか否かかについてです。この評価は、質問 5 で説明されているとおり、それが強制可能なマスターネットティング契約または類似の契約を表すのか、および、これらの証拠金口座は契約の適用範囲に含まれるかを評価するために、企業と相手方との間で締結された契約のレビューおよび分析を含みます。

証拠金がマスターネットティング契約または類似の契約の範囲に含まれる場合、それらは「D」欄において開示すべきです。「D」欄の 2 つの列に記載すべき金額は、以下のように基準書で定義されています。

- i. IAS 第 32 号 42 項の相殺要件の一部またはすべてを満たさない認識した金融商品に関する金額(本稿 1 ページ目の財務諸表のひな型の表形式による開示例の「D」欄左列で開示)
- ii. 金融担保(現金担保を含む)に関する金額(本稿 1 ページ目の財務諸表のひな型の表形式による開示例において、現金担保は「D」欄の右側の列、その他の金融担保は「D」欄の左側の列に開示)

実務でよく目にする解釈における差異のいくつかは、当基準が浮き彫りにする適用の柔軟性によって説明することが可能です。本基準の本文は、担保を表形式の開示の「金融担保」欄に記載しなければならないと強調しています(IFRS 第 7 号 13C 項)。これに対して、当基準の開示の例示では、「金融商品」欄に金融担保の金額を含めています(IFRS 第 7 号 IG40D 項)。

このような証拠金口座を開示すべきとする決定は、ケース・バイ・ケースで証拠金口座に関連する事実および状況に基づく必要があります。

質問 9: 表形式の開示は IFRS 第 7 号の開示で要求されるか

IFRS 第 7 号の修正は、IFRS 第 7 号 13C 項で要求される開示に対応するために、表形式による開示の例示を提供しています。この例示では、開示すべき各項目に 1 列を使用しており、したがって、合計で 6 列となります(例示については、本稿 FAQ の 1 ページ目を参照)。表形式によるこの表示はすべての状況で要求されますか。

回答 9

ある企業の財務諸表には、特定の列で開示すべき項目がないにもかかわらず、6 列全部を記載した表形式の開示を含んでいることがあります。これは、企業が強制可能なマスターネットティング契約であると判定された ISDA 契約の対象となるデリバティブ資産を有している場合です。ただし、企業自身は相殺可能な対応する負債を有しておらず、差し入れた担保を受け取っていない場合がこれに該当します。

当基準の要求事項は、IFRS 第 7 号 13C 項の下で要求される情報は、他の様式がより適切な場合を除き、金融資産および金融負債を区別して表形式で表示しなければならないというものです。

企業が強制可能なマスターネットティング契約の対象である限定的またはゼロの残高を有している場合において、記述的説明またはその他の形式における開示がより適切である可能性があります。しかし、表形式での開示は、多くの企業にとって、利用者がより利用しやすい開示であり企業間の比較可能性を高め、表示している情報の首尾一貫した理解を促すと考えられており、結果的に、これが、IFRS7 号の修正でこの開示方法を優先させた理由です。

質問 10: 金融資産および金融負債について区別した表が必要か

IFRS 第 7 号の修正は、IFRS 第 7 号 13C 項によって要求される開示に対応するために、表形式による開示の例示を提供しています。IFRS 第 7 号 IG40D 項の中で表示されるこのような例示には、資産と負債を区別した表が含まれています。しかし、IFRS の下で、1 つの表において資産および負債を表示することは認められますか。

回答 10

当基準の要求事項は、「IFRS 第 7 号 13C 項で要求している情報が、他の様式のほうが適切な場合を除いて、**金融資産および金融負債を区別して表形式で表示しなければならない**(IFRS 第 7 号 13C 項)」と規定しています。

質問 9 と同様に、他の形式の表示がより適切である場合には、その表示を採用することが可能です。本基準で強調されているように、これらの残高を区別して開示するのではなく、資産および負債の両方を 1 つの表にまとめることができる場合もあります。ただし、選択した形式によっては、1 つの「**結合した**」表にまとめて開示を行うことが、ときとして必要な開示を見落とす、または「**隠す**」結果になる場合があります。代替的な表示を選択する財務諸表作成者は、すべての関連する開示が行われ、金額が隠れたり漏れたりしないようにしなければなりません。IFRS 第 7 号 BC24S 項は、「いかなる場合でも過小担保を隠すべきではない」と明記しています。

質問 11: IFRS 第 7 号の開示における最低限の分解

IFRS 第 7 号 13C 項は、相殺に関連して定量的開示を要求していますが、金融商品の種類ごとに最低限の分解はどのようになりますか。例えば、すべての投資(株式およびデリバティブ)が財政状態計算書の同じ表示科目の中に表示される場合、相殺した表は、さらなる分解を適用(例:株式をひとつの表示科目に、デリバティブを別の表示科目に分解)すべきでしょうか、あるいは、財政状態計算書内に表示したものと同一レベルの分解を適用することが許容されますか。

回答 11

IFRS 第 7 号の修正の主な目的は、企業の財政状態に与える**ネットティングの取決めの影響または潜在的影響を企業の財務諸表の利用者が評価できるような情報**を開示することです。IFRS 第 7 号には、いくつかの最低限の開示要求事項が記載されていますが、分解のレベルを含む開示すべき情報は、財務諸表利用者に**目的適合性のある有用な情報**を提供する必要があります。

IFRS 第 7 号 B46 項は、それが目的適合性の最も高い情報を提供すると企業が判断する集計または分解レベルである場合、財政状態計算書で表示したものと同一レベルの分解がこれらの注記開示にとって適切であると明記しています。しかし、IFRS 第 7 号 B46 項はさらに、個々の財務諸表上の表示科目の集計または分解が目的適合性のより高い情報を提供すると企業が判断できることを強調しています。つまり、これは、財政状態計算書上の開示よりも集約または分解のいずれかで情報を開示することができることを企業に認めることを強調するものです。

したがって、企業はどのレベルの分解が適切であるかを、(i) 取決めの内容、および(ii) 財務報告日においてこれらの取決めの対象である残高、に基づいて検討する必要があります。例えば、1 つのプライム・ブローカレッジ契約および限定された異なる種類の金融商品を有する企業は、財政状態計算書上に含まれる分解と同じレベルの分解がこの注記開示にとって最も適切であるとみなす可能性があります。

その一方で、多くの相手方との間で非常に多くの契約の適用範囲に含まれるさまざまな種類の金融商品を有する企業は、より細かく分解した方が、利用者にとって開示をより理解しやすくするのに必要であると結論付ける可能性があります。

また、企業はどのレベルの分解がその他の財務諸表の開示に含まれているかを検討する必要があります。例えば、財政状態計算書は、デリバティブをひとつの財務諸表の表示科目として

開示するかもしれません。しかし、財務諸表に対する他の注記の中で(例えば、公正価値測定)、残高がデリバティブ金融商品(例:スワップ、オプション、先物、ワラントなど)の種類ごとに分解されている場合、財務諸表利用者は同様のレベルの分解を期待する可能性があります。

企業が判断した情報の開示方法にかかわらず、IFRS 第 7 号 B46 項は IFRS 第 7 号 13C(c)で開示を要求する金額は、財政状態計算書に表示している個々の表示科目の金額に**調整しなればならない**と強調しています。

質問 12: 相殺権の記述的説明は、IFRS 第 7 号の下で要求されるか

ある企業は、強制可能なマスターネットティング契約を表すと結論付けられた、いくつかのプライム・ブローカレッジ契約およびその他の契約に対する当事者です。企業は、こうした強制可能なマスターネットティング契約の対象である企業の認識した金融資産および認識した金融負債に関する相殺の権利の記述を開示することが要求されますか。

回答 12

はい。これは IFRS 第 7 号 13E 項に記載されており、当基準では、企業が IFRS 第 7 号に従って財務諸表で開示する強制可能なマスターネットティング契約または類似の契約の対象である企業の認識した金融資産および認識した金融負債に関する相殺の権利の**記述(当該権利の内容を含む)**を、開示に含めるように要求しています。

要求されるこれらの記述的説明による開示は、その残高を含む基礎となる契約に関する詳細を提供することによって、本稿の FAQ 全体を通じて説明してきた定量的な表形式の開示を裏付けることを目的としたものです。記述的説明による開示は、企業の条件付き相殺権の詳細を含まなければなりません。債務不履行または倒産の発生時など、相殺の権利が**将来の事象を条件としている**場合、企業は、これらの将来の偶発事象の詳細を開示しなければなりません。

これまで強調してきたように、実務上、一部のブローカレッジ契約には、将来事象に左右されない相殺権を有していても、企業が総額ベースでこのような契約に基づくすべてのオープン・ポジションを決済することを選択している場合があります。この場合、IAS 第 32 号の相殺要件は満たされていません。IFRS 第 7 号 B50 項は、このような状況において、相殺の権利が**将来の事象を条件としていない**場合、企業は、なぜ相殺要件を満たしていないのかその理由を開示しなければならずと強調しています。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2015 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.